６　抵当権の設定が登録されている樹木採取権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。

７　第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした樹木採取権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

（樹木採取権の法人の合併その他の一般承継）

第八条の十八　法人の合併その他の一般承継によつて樹木採取権を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、取得の日から三月以内に、第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

２　農林水産大臣は、前項の規定による届出が、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨をその届出をした者に通知し、当該基準に適合しないと認めるときは、樹木採取権を譲渡するために通常必要と認められる期間として農林水産省令で定める期間内に譲渡すべき旨をその届出をした者に通知しなければならない。

一　その届出をした者が、第八条の十第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、第八条の十一各号のいずれにも該当しないこと。

二　その届出に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額が、被承継人の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること。

（樹木採取権の存続期間）

第八条の十九　樹木採取権の存続期間は、五十年以内とする。

（登録）

第八条の二十　次に掲げる事項は、樹木採取権登録簿に登録する。

一　樹木採取権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

二　樹木採取権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

２　前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。

３　第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

４　樹木採取権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

５　樹木採取権登録簿に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

６　前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

（指示等）

第八条の二十一　農林水産大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（樹木採取権の取消し等）

第八条の二十二　農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、樹木採取権を取り消すことができる。

一　樹木採取権者が次のいずれかに該当するとき。

イ　偽りその他不正の方法により樹木採取権者となつたとき。

ロ　第八条の十一第一号、第二号、第四号又は第五号に該当することとなつたとき。

ハ　第八条の十二第四項の納付期限までに権利設定料を納付しなかつたとき。

ニ　第八条の十三第一項若しくは第二項の規定に違反して事業を開始しないとき、又は同条第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

ホ　事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになつたとき。

ヘ　ホに掲げる場合のほか、第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準に適合しない樹木の採取をしたときその他の樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

ト　第八条の十四第四項の規定による樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木を採取したとき。

チ　第八条の十八第一項の規定による届出をしなかつたとき。

リ　第八条の十八第二項の期間内に樹木採取権の譲渡がされないとき。

ヌ　正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。

ル　第八条の二十四において準用する第十三条各号に掲げる事項の実施を怠つたとき。

二　樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

２　農林水産大臣は、前項の規定により、抵当権の設定が登録されている樹木採取権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。

３　樹木採取区が国の所有に属しなくなつたときは、樹木採取権は消滅する。

（樹木採取権者に対する補償）

第八条の二十三　国は、前条第一項（第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による樹木採取権の取消し又は前条第三項の規定による樹木採取権の消滅（国の責めに帰すべき事由がある場合に限る。）によつて損失を受けた樹木採取権者又は樹木採取権者であつた者（以下この条において単に「樹木採取権者」という。）に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

２　前項の規定による損失の補償については、国と樹木採取権者とが協議しなければならない。

３　前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積もつた金額を樹木採取権者に支払わなければならない。

４　前項の補償金額に不服がある樹木採取権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつて、その増額を請求することができる。

５　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

６　前条第一項の規定により取り消された樹木採取権又は同条第三項の規定により消滅した樹木採取権（国の責めに帰すべき事由により消滅した場合に限る。）の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、国は、その補償金を供託しなければならない。

７　前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

８　国は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第一項の規定による樹木採取権の取消しによるものであるときは、当該補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

（準用規定）

第八条の二十四　樹木採取権者については、第十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「分収林」とあるのは、「樹木採取区」と読み替えるものとする。

（採取跡地の植栽）

第八条の二十五　農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

（農林水産省令への委任）

第八条の二十六　この章に定めるもののほか、樹木採取権に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十条第三号中「（人工下種を含む。以下同じ。）」を削る。